

# 令和 8 年度徳島県防災訓練大綱

令和 8 年 3 月

## 1 「防災訓練大綱」策定の意義

切迫する「南海トラフ巨大地震」や頻発化・激甚化する豪雨災害など、大規模災害を迎え撃つためには、実効性のある防災訓練による災害対応力の強化が重要である。

一方、大規模災害は、いつ、どこで、何が起こるか分からず、災害対応の各フェーズで対応すべき内容や災害対応を共にする連携の相手方も異なることから、本県の地域特性や災害リスクも踏まえ、より実践的で効果的な防災訓練を計画的に行う必要がある。

このため、どのような事態を想定し、防災関係機関との連携強化や災害協定の実効性の確保をはじめ、いかなる効果を狙って何を検証するのかなど、県が実施する防災訓練の基本的な考え方や重点的に取り組むべき内容を定めた基本指針として、「防災訓練大綱」を策定するものである。

## 2 防災訓練の目的

防災訓練の目的は、県はもとより、防災関係機関の災害対応に関する検証・確認による災害対応力の強化と住民の防災意識の高揚であり、具体的には以下のとおりとする。

- (1) 防災訓練を通じて、県はもとより、防災関係機関の平時からの組織体制の機能確認、評価等を実施し、その実効性について検証すること。
- (2) 防災訓練を通じて、災害時における各防災関係機関の適切な役割分担と相互に連携協力した対応方策を確認する。また、災害発生に備え、平時から自衛隊、警察、消防等防災関係機関のほか、企業・団体や N P O 等多様な主体との連携強化を図ること。
- (3) 防災訓練の実施に当たっては、県地域防災計画をはじめ各種防災計画やマニュアル等の脆弱点や課題の抽出に重点を置き、継続的な改善・見直しを図ることにより、その実効性を確保し、進歩向上を図ること。
- (4) 防災訓練を通じて、住民一人ひとりが「自分の命は自分が守る」という意識を持ち、自らの適切な判断により、自分や家族の命を守る行動に繋げることができるよう、住民の防災意識の高揚と知識の向上を図る機会とすること。

### 3 防災訓練実施に当たっての基本方針

防災訓練は、以下の基本方針に沿って実施することとする。

#### (1) 能登半島地震等の教訓を踏まえた災害対応力の強化

能登半島地震をはじめ近年の大規模災害から得られた多くの教訓を踏まえ、指摘された様々な課題への対応のほか、自治体間の広域連携や官民連携による被災者支援等を訓練内容に取り入れる。

#### (2) 実践的、効果的な訓練の実施

発災時に、防災関係機関はもとより、住民も含むあらゆる主体が、的確な災害対応をとることができるよう、予め起こり得る状況をシミュレーションするなど、各主体が実践的に訓練を実施することが重要である。

訓練実施において重要となる状況設定や被害想定、とるべき対応等の訓練シナリオについては、「徳島県南海トラフ巨大地震被害想定」をはじめ各種被害想定の内容を踏まえるとともに、起こり得る最悪の事態（猛暑期等季節や発生時間、複合災害など）を想定した実践的な訓練シナリオの作成に努める。

また、参加者の知識・経験に応じた段階的かつ継続的な訓練となるよう配慮する。

なお、訓練の実施に当たっては、訓練進行上の都合に捕らわれたり、単に見せることのみを目的とした劇場型にならないよう留意すべきである。

#### (3) 事前学習の重要性

発災時に、各人が的確な対応を取るためには、地域の特性や災害リスクを正しく理解し、災害を具体的にイメージできることが重要である。

このため、訓練に先立ち、事前の研修等を通じて、災害対応に必要な知識や技術の習得に努める。

#### (4) 多様な主体が参加する訓練の実施

県、市町村等行政だけの災害対策には限りがあるため、自衛隊、警察、消防等防災関係機関はもとより、企業・団体やNPO等多様な主体が参加・連携した訓練を実施し、相互補完性を高めていく必要がある。

このため、防災関係機関、災害協定に基づく民間事業者、企業・団体やNPO、共助の担い手となる消防団や自主防災組織等、多様な主体が参加する訓練の実施に努める。

#### (5) 防災関係機関等相互の連携強化

発災時、特に初動期においては、県や市町村だけでなく、防災関係機関等が緊密に連携し、正確な情報収集とこれに基づく的確な災害対応が不可欠である。

このため、「徳島県危機管理総合調整会議」を通じて、平時から「顔の見える関係」を構築するとともに、発災時、迅速に県庁に参集し情報共有や的確な災害対応が実施できるよう、応援・受援訓練等を実施する。

#### (6) 男女共同参画及び要配慮者の視点に立った訓練の実施

訓練計画の作成、訓練の実施に当たっては、男女共同参画の観点のもと、女性の積極的な参加を促し、男女のニーズの違いなど双方の視点を取り入れた訓練となるよう努める。

また、要配慮者（高齢者、障がい者、難病患者、乳幼児、妊産婦、外国人等）の視点に立ち、要配慮者本人の参加や意見を踏まえた緊急避難場所への避難訓練等を実施する。

#### (7) デジタル等新技術の活用

デジタル等新技術の活用は、発災時、特に初動期の情報収集・共有や避難所の円滑な運営等、災害対応力の向上に資するものである。

このため、「とくしま新未来DX推進プラン」を踏まえ、デジタル等新技術の防災分野への実装を積極的に推進するとともに、導入したシステムの操作習熟等を図るための即応訓練を実施する。

#### (8) 訓練の客観的な分析・評価の実施

訓練終了後には、訓練参加者による振り返り、有識者等からの講評等を通じ、訓練全体の客観的な分析・評価を行い、問題点や課題等を整理する。

また、必要に応じて、訓練のあり方、各種防災計画やマニュアル、災害協定等の見直しを行い、災害対応力の向上を図る。

## 4 徳島県における防災訓練

令和8年度に実施する主な防災訓練は以下のとおり。

### (1) 広域かつ総合的な防災訓練

#### ① 「令和8年度徳島県総合防災訓練」

令和8年度においては、10月下旬を目途に、南海トラフ巨大地震により地域全体の孤立が想定される海陽町をはじめ県南部地域において、県地域防災計画や海陽町レスキュー作戦等に基づき、多くの防災関係機関等との連携のもと、実践的な実働訓練を実施する。

なお、これに先立ち、9月1日（防災の日）、県総合防災訓練を念頭に置いた図上訓練を県災害対策本部運営訓練として実施する。

## 《主な訓練内容（案）》

### （ア）航空機やドローンによる情報収集訓練

初動時に被災地の状況を迅速に把握するため、航空機やドローンを効果的に活用した情報収集訓練を実施する。

### （イ）空路からの部隊投入、救助・救出訓練

孤立地域において迅速に救助・救出活動を展開するため、自衛隊ヘリコプター等を活用した被災地への自衛隊、警察、消防等実動部隊の投入訓練を実施する。

### （ウ）船舶を活用した「洋上 D M A T ・医療活動訓練」

沖合に大型船舶を展開し、ヘリコプターや小型船舶等との連携による「洋上 D M A T ・医療活動訓練」を実施する。

### （エ）道路啓開訓練

協定締結事業者と連携し、津波や土砂崩れ等による道路の寸断現場における道路啓開訓練を実施する。

### （オ）燃料供給訓練

協定締結事業者と連携し、救助・救出活動や道路啓開等を担う車両等への円滑な燃料供給手順を確認する訓練を実施する。

### （カ）ライフライン復旧訓練

ライフライン事業者と連携し、電源や通信等の迅速なライフライン復旧訓練を実施する。

### （キ）被災建築物危険度判定訓練

地震発生後に建築物の危険度判定を迅速かつ的確に行えるよう、被災家屋の危険度判定訓練を実施する。

### （ク）避難所開設・運営訓練

消防団や自主防災組織等と連携し、避難所における「T K B の早期実現」をはじめ、円滑な避難所の開設・運営に向けた訓練を実施する。

### （ケ）その他

N P O やボランティアとの連携による被災者支援訓練をはじめ、地元市町村はもとより、多くの防災関係機関、企業・団体、地域住民を巻き込んだ訓練を実施する。

## ② 「徳島県 C P X（徳島県総合図上訓練）」

1月17日（阪神・淡路大震災）前後を目途に、陸上自衛隊中部方面隊が主催する「南海レスキュー」実動訓練と連動し、県災害対策本部の災害対応力の強化を目的とした図上訓練を実施する。

訓練内容については、「南海レスキュー」の訓練内容との整合性を図りつつ、参加する防災関係機関等の意見も踏まえ具体化する。

③ 具体的なシナリオに基づく「県災害対策本部運営図上訓練」

地震や豪雨災害等複数の訓練シナリオを作成し、これに基づき、毎年概ね四半期に1度を目途に、「県災害対策本部運営図上訓練」を頻回実施する。

なお、訓練はその都度対象者を変え、原則ブラインドで実施するなど、実戦に即した訓練となるよう努める。

④ 県域を越えた地域ブロックにおける広域防災訓練

近畿2府7県が大阪府で実施する「近畿府県合同防災訓練・緊急消防援助隊近畿ブロック合同訓練」や、中四国9県が愛媛県で実施する「中四国ブロック緊急消防援助隊合同訓練」に県内消防本部をはじめ防災関係機関等と連携して参加する。

⑤ 政府等が実施する防災訓練

「『防災の日』政府本部運営訓練」をはじめ政府等が実施する防災訓練に、内閣府等との調整のもと参加する。

⑥ J - A L E R T を活用した「緊急地震速報等訓練」

年2回実施する国や市町村との連携による「全国一斉緊急地震速報訓練」のほか、毎月、県有施設において「定例試験通信訓練」等を実施し、情報伝達体制を確認するとともに、広く施設利用者に速報受信時の的確な行動訓練を促進する。

⑦ 国や市町村、報道機関等と連携した「L - A L E R T 全国合同訓練」

5月を目途に「L - A L E R T 全国合同訓練」を実施し、市町村からの避難行動の呼びかけ等を、報道機関を通じて住民に迅速かつ正確に伝達する訓練を実施する。

(2) 能登半島地震等近年の災害の教訓を踏まえた防災訓練

**1 「助かる命を助ける」**

① 県民一斉防災行動訓練「とくしまシェイクアウト」

防災の日（9月1日）に合わせ、県民の防災意識の向上を図るとともに、「+1（プラスワン）訓練」として実践的な防災行動を促す、県民一斉防災行動訓練「とくしまシェイクアウト」を実施する。

※シェイクアウト訓練：地震発生を想定し、指定された日時にそれぞれの場所で机の下に入るなど、約1分間身を守り安全を確保する訓練

② 津波一斉避難訓練

津波防災の日（11月5日）に合わせ、南海トラフ巨大地震による津波被害が想定される沿岸市町を対象に緊急地震速報を発表し、対象市町や学校現場等との連携による広域的な津波一斉避難訓練を実施する。

③ 災害時情報収集・伝達訓練

発災時、特に初動時に迅速かつ的確に情報収集・共有ができるよう、高所カメラやドローンによる情報収集のほか、スターリンク等を活用した情報伝達訓練を実施し、対応能力の向上に向けた必要な資機材の整備について検討する。

④ 消防団の機能強化訓練

「共助」による助け合い等地域防災力の強化を図るため、地域防災の中核である消防団において、救助・救出活動等の技能に習熟した「ハイパー消防団員」を育成する訓練を実施する。

⑤ 行方不明者等の安否確認対応訓練

的確な救助・救出活動に資する行方不明者等の円滑な安否確認に向けて、民間事業者との連携による「徳島きずなダイヤル」運用訓練を実施し、情報共有や対応手順を確認する。

⑥ 大規模地震発生時医療活動訓練

南海トラフ巨大地震により、静岡県、愛知県、三重県、和歌山県、徳島県、高知県及び宮崎県に甚大な被害が発生したと想定し、災害派遣医療チームD M A Tの迅速な参集、的確な救命活動、広域医療搬送等の大規模かつ実践的な医療活動訓練を実施する。

⑦ 道路啓開訓練

大規模災害により道路寸断等の発生を想定し、国土交通省をはじめ防災関係機関や協定締結事業者と支援要請や情報伝達・共有方法等具体的な手順を確認する訓練を実施する。

⑧ 「どこでもスタンド」を活用した燃料供給訓練

徳島県石油商業組合をはじめ協定締結事業者と連携し、県が保有する「どこでもスタンド」を活用した緊急車両等への燃料供給の手順を検証する訓練を実施する。

⑨ 災害時ドローン活用訓練

被災地の迅速な情報収集や孤立地域への的確な物資搬送等を行うため、協定締結事業者と連携し、ドローンの効果的な運用手順について検証する。

## 2 「助かった命をつなぐ」

### ① 避難所 Q O L 向上実践訓練

#### ア 住民主体の避難所運営訓練

猛暑時や寒冷時等起こり得る最悪の事態を想定し、迅速な T K B（トイレ・キッチン・ベッド）の実現等、住民主体による避難所運営訓練を実施し、広く県内市町村はもとより、各地域（消防団や自主防災組織等）に横展開する。

#### イ 避難所トイレ対策検証訓練

県の「大型トイレカー」及び令和 8 年度に新たに導入する「中型トイレカー」のほか、官民連携移動型車両として県に登録された民間トイレカー（R 8.4.1 現在 2 台）を活用した避難所等における検証訓練を実施し、具体的な運用手順を反映した「運用マニュアル」を整理する。

#### ウ 避難所ペット対策検証訓練

避難所におけるペット対策について、実際にペットを飼育している住民参加のもと、具体的な手順や課題等を検証するとともに、「災害時のペット対策ガイドライン」等に反映し、各市町村における実践的な取組を促す。

#### エ 災害時外国人支援対応訓練

災害時の避難所等において、外国人住民を地域の一構成員として包摂し、「やさしい日本語」や翻訳ツール等を活用した情報伝達及びコミュニケーションの工夫など、実践的な外国人支援対応訓練を実施する。

#### オ 県の分散備蓄場所における物資支援訓練

県の分散備蓄場所から指定避難所への物資支援について、市町村や住民等との役割分担や実際の手順を確認する訓練を実施する。

### ② 車中泊避難場所運営モデル検証訓練

県の「災害時の車中泊対応ガイドライン」に基づき、モデル市町村において、車中泊避難場所の開設・運営について検証を行い、新たに運用マニュアル等を作成し、広く県内市町村に横展開する。

### ③ 「福祉避難所」設置・運営訓練

大規模災害時に、県内の災害福祉支援チーム等と緊密に連携し、各社会福祉施設間で円滑に相互支援できるよう、福祉避難所の受援体制を確認する訓練を実施する。

④ 2次避難（ホテル・旅館の活用）検証訓練

県内宿泊事業者と連携し、災害時のホテル・旅館の活用について具体的な手順や課題等について検証する。

⑤ 災害時における物流体制確保訓練

新たに作成する「災害時物流体制確保マニュアル（仮称）」に基づき、市町村や協定を締結している民間物流事業者と連携し、円滑な物資輸送に向けた実践的訓練を実施する。

### 3 早期の「復旧・復興」

① 災害廃棄物処理訓練

「徳島県災害廃棄物処理計画」の円滑な遂行を図るため、国や市町村、民間事業者等と災害廃棄物の処理に係る訓練を実施する。

② 官民連携による被災者支援訓練

災害中間支援組織「徳島被災者支援プラットフォーム(TPF)」をはじめ各種支援団体と連携し、災害ケースマネジメントの実践や市町村における一元的な相談窓口の設置等について検討することにより、被災者支援体制を検証する。

また、県社会福祉協議会等と連携し、円滑な災害ボランティアの受入れ訓練を実施する。

③ 企業・団体における安否確認訓練

業務継続に向けた即応体制を確保するため、県が新たに開発・提供する「安否確認アプリ」を活用した従業員等の安否確認訓練を促進する。

### (3) その他、最近の施策の進展や社会状況の変化等を踏まえた訓練

① 「南海トラフ地震臨時情報」の発表を踏まえた対応訓練

「徳島県南海トラフ沿いの異常な現象への防災対応方針」に基づき、「南海トラフ地震臨時情報」が発表された場合を想定し、県や市町村においてとるべき対応や県民に発信すべき情報等を検証する訓練を実施する。

② 「新災害時情報共有システム」習熟訓練

令和8年度後半にシステム構築が完了する「新災害時情報共有システム」について、令和9年度当初から円滑に運用できるよう、市町村をはじめ関係機関とともに、習熟訓練を徹底する。

③ 石油コンビナート等総合防災訓練

「石油コンビナート等特別防災区域」の指定が解除されたところであるが、引き続き、地元阿南市や徳島県排出油等防除協議会等関係機関との連携体制、発災時の対応方策等を検証する実動訓練を実施する。

④ 重大交通事故等による「救助・救出及び負傷者等対応訓練」

長大トンネルや高速道路等において、重大交通事故等により多くの負傷者が発生したとの想定のもと、関係機関との連携による救助・救出及び負傷者等対応訓練を実施する。

(4) 「県庁BCP（業務継続計画）」の実効性の検証

① 初動要員参集訓練

災害対策本部初動要員として指定している職員を対象に、発災時における県庁万代庁舎への迅速な参集及び災害対策本部の立ち上げまでの訓練を実施する。

② 職員の安否確認訓練

県庁全体が一丸となって災害対応を実施する前提として、発災時の職員の安否確認訓練を頻回実施する。

③ 災害応急対応を支えるライフライン確保等対応訓練

県庁万代庁舎において確実な災害応急対応を実施できるよう、津波浸水対策を講じるとともに、電源確保やトイレ対策等実災害を想定したリアルな訓練を実施する。

④ 県庁受援体制の強化訓練

「徳島県庁・受援計画」に基づき、「南海トラフ地震における応急対策職員派遣制度アクションプラン」に位置付けられた鳥取県及び新潟市をはじめ、発災直後から県庁万代庁舎に参集する防災関係機関等の円滑な受入れに向けた訓練を実施する。

⑤ 代替施設における災害対策本部設置・運営訓練

「県庁BCP」に基づき、県庁万台庁舎が被災した場合であっても、その代替庁舎となる「徳島中央警察署」や「美馬合同庁舎」等において、迅速に災害対策本部を立ち上げることができるよう、設置・運営訓練を実施する。

## 5 市町村等における防災訓練

南海トラフ巨大地震等大規模災害時には、県や市町村等「公助」による救助・救出活動には自ずと限界があることから、自分の命は自分で守る「自助」、自分たちの地域は自分たちで守る「共助」の役割が極めて重要である。

特に、「助かる命を助ける」ためには、高齢者等要配慮者の避難誘導や樋門・陸閘の閉鎖など、公助との連携のもと、地域防災の担い手である消防団や自主防災組織等地域住民にその役割が求められる。

また、「助かった命をつなぐ」場面においても、住民主体による自主的な避難所運営や高齢者等要配慮者の見守り等、「共助」による支え合いが不可欠である。

このため、市町村、さらにはそれぞれの地域において、住民はもとより、地域に在る学校や事業所等あらゆる主体と連携した防災訓練を積み重ねておく必要がある。

### (1) 市町村への支援

市町村における防災研修、訓練等の充実に資するため、県との共同訓練を実施するとともに、専門職員の派遣や訓練マニュアルの提供等技術的助言を行う。

また、住民に身近な市町村の特性を踏まえ、消防団や自主防災組織はもとより、住民が直接参加できる実践的な訓練が実施できるよう必要な支援を行う。

### (2) 学校等への支援

学校現場において、前例踏襲の定型的な防災訓練等に留めることがないよう、教育委員会との連携はもとより、NPO等外部の支援団体も巻き込み、より実践的な防災訓練が実施できるよう支援を行う。

## 6 フォローアップ等の実施

県においては、本大綱に基づき、「訓練でできないことは、本番でもできない」との認識の下、計画的かつ確実な防災訓練の実施に努めるものとする。

また、やむを得ない訓練の中止や変更等も含め実施した内容については、年度末に向けてフォローアップを行い、その結果を翌年度の徳島県防災訓練大綱に反映する。